

報告第3－5号

「監査部会の事務事業の取扱い」について

# 協議会用事務事業管理表(監査部会)

大項目	中項目	小項目	細目	1市2町比較			調整方針	比較結果	協議 ランク	分科会名	ページ
				佐世保市	江迎町	鹿町町					
1	監査委員			○	○	○	編入合併につき、両町の監査委員は失職し、佐世保市監査委員が引き続き在任する	法に基づく同一事業	D	監査	1
1	業務概要			○	○	○	佐世保市の制度に合わせる	法に基づく同一事業	D	監査	3
1	その他監査等			○	○	○	法の規定による同一制度であるため、特段の調整は必要ない	法に基づく同一事業	D	監査	5

# 行 財 政 調 書

専門部会	監査部会	分科会	監査分科会	事務事業管理コード	財政	機構	電算	条例	ランク	D
				佐世保市担当課	監 査 事 務 局	担 当 係		担当者名	西 山 安 公 子	
				江迎町担当課	議 会 事 務 局	担 当 係		担当者名	高 木 敏 子	
協定項目	監査事務の取扱い	大項目	監 査 委 員	中項目		小項目		細目		
調整方針案の決定	編入合併につき、江迎町の監査委員は失職し、佐世保市監査委員が引き続き在任する。			具体的処理方法等						
佐世保市				江迎町			予算・調整方針シミュレーション		課題・問題点	
<p>① 監査委員定数 4人 (識見 2人、議会選出 2人)</p> <p>② 報酬等 代表監査委員 (常勤) 月額510,000円 識見監査委員 月額154,200円 議会選出委員 月額 42,100円 報酬支給日 毎月22日 議会本会議に出席したときは、月額5,000円を支給 (識見監査委員のみ)</p> <p>③ 費用弁償 監査委員4人とも 佐世保市旅費条例旅費額表 1等級 日当 (1日につき) 3,000円 宿泊料 (1夜日につき) 14,800円</p> <p>(根拠法令) 地方自治法第195条～第199条の3 地方自治法施行令第140条の2～4 佐世保市監査委員条例 佐世保市常勤の監査委員の給与に関する条例 佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例 佐世保市旅費条例</p>				<p>① 監査委員定数 2人 (識見 1人、議会選出 1人)</p> <p>② 報酬等 代表監査委員 年額400,000円 議会選出委員 年額360,000円 報酬支給日 年2回支給 (支給月: 9月末、3月末) 議会本会議等に出席したときの支給はない</p> <p>③ 費用弁償 監査委員2人とも 江迎町旅費支給に関する条例別表第1 区分 日当 (1日につき) 県外 1,000円 (但しバック料金先は、2,500円) 県内 (佐世保市から先) 1,000円  宿泊料 (県外) 10,000円 (県内) 8,000円</p> <p>(根拠法令) 地方自治法第195条～第199条の3 地方自治法施行令第140条の2～4 江迎町監査委員条例 江迎町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 江迎町旅費支給に関する条例</p>			調整方針パターン・財政シミュレーション			

# 行 財 政 調 書

専門部会	監査部会	分科会	監査分科会	事務事業管理コード	財政	機構	電算	条例	ランク	D
				佐世保市担当課	監 査 事 務 局	担 当 係		担当者名	西 山 安 公 子	
				鹿町町担当課	議 会 事 務 局	担 当 係		担当者名	久 保 田 公 司	
協定項目	監査事務の取扱い	大項目	監 査 委 員	中項目		小項目		細目		
調整方針案の決定	編入合併につき、鹿町町の監査委員は失職し、佐世保市監査委員が引き続き在任する。			具体的処理方法等						
佐世保市				鹿町町			予算・調整方針シミュレーション		課題・問題点	
<p>① 監査委員定数 4人 (識見 2人、議会選出 2人)</p> <p>② 報酬等            代表監査委員 (常勤) 月額510,000円            識見監査委員 月額154,200円            議会選出委員 月額 42,100円            報酬支給日 毎月22日            議会本会議に出席したときは、月額5,000円を支給            (識見監査委員のみ)</p> <p>③ 費用弁償            監査委員4人とも 佐世保市旅費条例旅費額表 1等級            日当(1日につき)3,000円            宿泊料(1夜日につき)14,800円</p> <p>(根拠法令)            地方自治法第195条～第199条の3            地方自治法施行令第140条の2～4            佐世保市監査委員条例            佐世保市常勤の監査委員の給与に関する条例            佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例            佐世保市旅費条例</p>				<p>① 監査委員定数 2人 (識見 1人、議会選出 1人)</p> <p>② 報酬等            代表監査委員 年額350,000円            議会選出委員 年額340,000円            報酬支給日 年2回支給(支給月の21日)            議会本会議等に出席したときの支給はない</p> <p>③ 費用弁償            監査委員2人とも 鹿町町職員の旅費に関する条例による            日当(1日につき)1,100円(概ね諫早市、佐賀市以遠の地)            宿泊料(県外)10,000円(県内)8,000円</p> <p>(根拠法令)            地方自治法第195条～第199条の3            地方自治法施行令第140条の2～4            鹿町町監査委員条例            鹿町町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例            鹿町町職員の旅費に関する条例</p>			調整方針パターン・財政シミュレーション			

# 行 財 政 調 査 書

専門部会	監査部会	分科会	監査分科会	事務事業管理コード	財 政	機 構	電 算	条 例	ラ ン ク	D
				佐世保市担当課	監 査 事 務 局	担 当 係		担 当 者 名	西 山 安 公 子	
協定項目	監査事務の取扱い	大項目	業務概要	江迎町担当課	議 会 事 務 局	担 当 係		担 当 者 名	高 木 敏 子	
調整方針案の決定	佐世保市の制度に合わせる。			中項目		小項目		細目		
				具体的処理方法等	合併後の決算審査は、佐世保市で行うことになるため、審査に必要な資料の提出を求める。また、必要に応じ、関係職員に説明を求める。					
佐世保市				江迎町			予算・調整方針シミュレーション		課題・問題点	
<p>&lt;例年実施している監査等&gt;</p> <p>① 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項） 一般会計・特別会計（12会計）、企業会計（4会計）計17会計（平成19年度）について毎月実施</p> <p>② 定期監査（地方自治法第199条第4項） 全部局を対象として原則2年一巡りで実施</p> <p>③ 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項） 資本金等の4分の1以上を出資している団体（H20.4月時点で13団体）及び補助金を支出している団体を対象として実施</p> <p>④ 決算審査（地方自治法第233条第2項・第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項） 公営企業（4会計）は9月議会当初に上程、一般会計・特別会計（12会計）計13会計は9月議会最終日に上程</p> <p>⑤ 行政監査（地方自治法第199条第2項） 年度に1テーマを選定して実施（H12年度から実施）</p> <p>⑥ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第2項） （請求件数・・・H17年度0件、H18年度2件、H19年度3件）</p> <p>⑦ 外部監査契約に基づく監査（地方自治法第252条の27） 平成20年度より実施</p>				<p>&lt;例年実施している監査等&gt;</p> <p>① 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項） 一般会計・特別会計（5会計）、企業会計（1会計）計7会計について毎月実施</p> <p>② 定期監査（地方自治法第199条第4項） 毎年1月に全課実施</p> <p>③ 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項） 実施していない</p> <p>④ 決算審査（地方自治法第233条第2項・第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項） 公営企業（1会計）、一般会計・特別会計（5会計）計7会計は9月議会初日に上程</p> <p>⑤ 行政監査（地方自治法第199条第2項） 実施していない</p> <p>⑥ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第2項） （請求件数・・・過去5年間は請求なし）</p>					<p>【現状の課題・問題点】</p>	
							調整方針パターン・財政シミュレーション			

# 行 財 政 調 査 書

専門部会	監査部会	分科会	監査分科会	事務事業管理コード	財 政	機 構	電 算	条 例	ラ ン ク	D
				佐世保市担当課	監 査 事 務 局	担 当 係		担 当 者 名	西 山 安 公 子	
				鹿町町担当課	議 会 事 務 局	担 当 係		担 当 者 名	久 保 田 公 司	
協定項目	監査事務の取扱い	大項目	業務概要	中項目		小項目		細目		
調整方針案の決定	佐世保市の制度に合わせる。			具体的処理方法等	合併後の決算審査は、佐世保市で行うことになるため、審査に必要な資料の提出を求める。また、必要に応じ、関係職員に説明を求める。					
佐世保市				鹿町町			予算・調整方針シミュレーション		課題・問題点	
<p>&lt;例年実施している監査等&gt;</p> <p>① 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項） 一般会計・特別会計（12会計）、企業会計（4会計）計17会計（平成19年度）について毎月実施</p> <p>② 定期監査（地方自治法第199条第4項） 全部局を対象として原則2年一巡りで実施</p> <p>③ 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項） 資本金等の4分の1以上を出資している団体（H20、4月時点で13団体）及び補助金等を支出している団体を対象として実施</p> <p>④ 決算審査（地方自治法第233条第2項・第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項） 公営企業（4会計）は9月議会当初に上程、一般会計・特別会計（12会計）計13会計は9月議会最終日に上程</p> <p>⑤ 行政監査（地方自治法第199条第2項） 年度に1テーマを選定して実施（H12年度から実施）</p> <p>⑥ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第2項） （請求件数・・・H17年度0件、H18年度2件、H19年度3件）</p> <p>⑦ 外部監査契約に基づく監査（地方自治法第252条の27） 平成20年度より実施</p>				<p>&lt;例年実施している監査等&gt;</p> <p>① 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項） 一般会計・特別会計（7会計）、計8会計について毎月15日実施</p> <p>② 定期監査（地方自治法第199条第4項） 毎年11月に監査項目を決めて実施</p> <p>③ 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項） 実施していない</p> <p>④ 決算審査（地方自治法第233条第2項・第241条第5項、） 一般会計・特別会計（7会計）計8会計は9月議会初日に上程</p> <p>⑤ 行政監査（地方自治法第199条第2項） 実施していない</p> <p>⑥ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第2項） （請求件数・・・過去5年間は請求なし）</p>					【現状の課題・問題点】	
							調整方針パターン・財政シミュレーション			

# 行 財 政 調 書

専門部会	監査部会	分科会	監査分科会	事務事業管理コード	財 政	機 構	電 算	条 例	ラ ン ク	D	
				佐世保市担当課	監 査 事 務 局	担当係		担当者名	西 山 安 公 子		
協定項目	監査事務の取扱い	大項目	その他の監査等	江迎町担当課	議 会 事 務 局	担当係		担当者名	高 木 敏 子		
調整方針案の決定	法の規定による同一制度であるため、特段の調整は必要ない。			中項目		小項目		細目			
				具体的処理方法等							
佐世保市				江迎町				予算・調整方針シミュレーション		課題・問題点	
<p>&lt;その他の監査&gt;</p> <p>① 随時監査 (地方自治法第199条第5項)</p> <p>② 公金の収納又は支払事務に関する監査 (地方自治法第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項)</p> <p>③ 住民の直接請求に基づく監査 (地方自治法第75条)</p> <p>④ 議会の要求に基づく監査 (地方自治法第98条第2項)</p> <p>⑤ 請願措置監査 (地方自治法第125条に関して地方自治法第199条に基づき実施)</p> <p>⑥ 市長の要求に基づく監査 (地方自治法第199条第6項)</p> <p>⑦ 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 (地方自治法第243条の2第3項、地方公営企業法第34条)</p> <p>⑧ 共同設置機関の監査 (地方自治法第252条の11第4項)</p>				<p>&lt;その他の監査&gt;</p> <p>① 随時監査 (地方自治法第199条第5項)</p> <p>② 公金の収納又は支払事務に関する監査 (地方自治法第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項)</p> <p>③ 住民の直接請求に基づく監査 (地方自治法第75条)</p> <p>④ 議会の要求に基づく監査 (地方自治法第98条第2項)</p> <p>⑤ 請願措置監査 (地方自治法第125条に関して地方自治法第199条に基づき実施)</p> <p>⑥ 町長の要求に基づく監査 (地方自治法第199条第6項)</p> <p>⑦ 町長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 (地方自治法第243条の2第3項、地方公営企業法第34条)</p> <p>⑧ 共同設置機関の監査 (地方自治法第252条の11第4項)</p>							
								調整方針パターン・財政シミュレーション			

# 行 財 政 調 書

専門部会	監査部会	分科会	監査分科会	事務事業管理コード	財政	機構	電算	条例	ランク	D	
				佐世保市担当課	監 査 事 務 局	担当係		担当者名	西 山 安 公 子		
				鹿町町担当課	議 会 事 務 局	担当係		担当者名	久 保 田 公 司		
協定項目	監査事務の取扱い	大項目	その他の監査等	中項目		小項目		細目			
調整方針案の決定	法の規定による同一制度であるため、特段の調整は必要ない。			具体的処理方法等							
佐世保市				鹿町町				予算・調整方針シミュレーション		課題・問題点	
<p>&lt;その他の監査&gt;</p> <p>① 随時監査（地方自治法第199条第5項）</p> <p>② 公金の収納又は支払事務に関する監査（地方自治法第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項）</p> <p>③ 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）</p> <p>④ 議会の要求に基づく監査（地方自治法第98条第2項）</p> <p>⑤ 請願措置監査 （地方自治法第125条に関して地方自治法第199条に基づき実施）</p> <p>⑥ 市長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項）</p> <p>⑦ 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 （地方自治法第243条の2第3項、地方公営企業法第34条）</p> <p>⑧ 共同設置機関の監査（地方自治法第252条の11第4項）</p>				<p>&lt;その他の監査&gt;</p> <p>① 随時監査（地方自治法第199条第5項）</p> <p>② 公金の収納又は支払事務に関する監査（地方自治法第235条の2第2項）</p> <p>③ 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）</p> <p>④ 議会の要求に基づく監査（地方自治法第98条第2項）</p> <p>⑤ 請願措置監査 （地方自治法第125条に関して地方自治法第199条に基づき実施）</p> <p>⑥ 町長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項）</p> <p>⑦ 町長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 （地方自治法第243条の2第3項）</p> <p>⑧ 共同設置機関の監査（地方自治法第252条の11第4項）</p>				調整方針パターン・財政シミュレーション			